

業務仕様書

1. 業務名称

佐野常民展示室展示改修業務

2. 目的

本業務は、平成16年10月に開館した佐野常民記念館の1階部分等に三重津海軍所跡に関するガイダンス施設を整備することに伴い、2階の佐野常民に関する展示室のリニューアルを行うことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和3年9月30日（木）まで

4. 納入場所

佐野常民記念館（以下、「記念館」という。）

佐賀市川副町大字早津江津 446-1

5. 業務内容

業務の内容は次のとおりとする。

以下の作業に必要な経費、著作権処理費用、旅費等はすべて受託者の負担とする。

- (1) 展示制作
- (2) 展示物の搬入、据付、現場調整等
- (3) 映像・音響機器、照明・電気設備、什器類等の調達、設置、調整
- (4) 上記整備に必要な業務
- (5) 施工図書の作成
- (6) その他本業務の遂行のために必要な業務

6. 作業計画

受託者は、業務の実施にあたっては、次の書類を委託者に提出し、その承認を得るものとする。

なお、様式は任意とする。

- (1) 業務実施計画表
- (2) 業務着手届
- (3) 業務担当者等届
- (4) その他必要書類

7. 資料等の貸与

委託者は、所有する資料のうち当該業務に必要なものは、受託者に貸与するものとする。委託者は、これを適切に管理し、業務完了後は速やかに返却するものとする。

8. 工程管理

受託者は、業務実施計画表に基づき、適切に工程の管理を行うとともに、委託者に進捗状況を

常に報告するものとする。

9. 完了検査等

業務完了後、受託者は委託者の完了検査を受けるものとし、修正等の指示があった場合には、速やかに対応し、その確認を受けるものとする。

また、完了後も受託者の瑕疵により修正、追加資料作成等が必要な場合は、受託者の費用においてこれを行うものとする。

10. 成果品

別紙特記仕様書のとおり

11. 納品場所

- (1) 展示物等 記念館
- (2) 完了図書 佐賀市教育委員会社会教育課（佐賀市青少年センター）
（佐賀市松原二丁目2番27号 佐賀バルーンミュージアム3階）

12. 所有権及び著作権

成果品及び製造過程で得た事項の所有権及び著作権は、委託者に帰属するものとする。

13. 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た事項を他に遺漏してはならない。

14. その他

本仕様書並びに契約書に定めのない事柄については、委託者と受託者で協議の上定めるものとする。

業務特記仕様書

1. 業務名称

佐野常民展示室展示改修業務

2. 総則

- (1) 本特記仕様書は、「佐野常民展示室展示改修基本・実施設計図書」に基づき、佐野常民展示室展示改修業務について規定したものである。
- (2) 佐野常民展示室の改修にあたっては、佐野常民記念館の開館時に展示設計に携わった方と行う会議で展示の詳細解説内容等について協議しながら進めていく計画である。受託者はその議論の経過を十分ふまえながら展示物等の製造作業を進めるものとする。
- (3) 展示物等の制作は、可能な限りユニバーサルデザインに配慮したものとする。

3. 業務内容の詳細

詳細については、「委託リスト」（別添 1）、「フロア平面図」（別添 2）及び「佐野常民展示室展示改修実施設計図」を参照のこと。

(1) 展示制作

展示物の制作については、進行状況と製作内容の確認のため、適宜委託者と打合せを行い、承認を得ながら制作を進めること。

○グラフィック、サイン

・委託者から提供される画像素材、文字原稿等に基づき、展示物の内容を編集し、レイアウトデザイン等を行うこと。

○その他設計図書で定める必要な展示物

(2) 展示物の搬入、据付、現場調整等

- ・展示物の搬入等にあたっては、別途搬入の作業計画書を作成し、委託者（担当課及び記念館）と協議・調整を行うこと。この際、警備員等の配備が必要と認められた場合、その費用は受託者が負担するものとする。
- ・1週間以上のランニング試験を実施し、耐久性・安全性等を確認した上で、委託者（市担当課）への取扱説明を行うこと。

(3) 映像・音響機器、照明・電気設備、什器類等の調達、設置、調整

(4) 上記整備に必要な業務

○直接仮設工事

○内装改修工事

(5) 竣工図書の作成

(6) その他本業務の遂行のために必要な業務

4. 業務実施上の留意事項

○本業務の遂行は、本市が別途発注する「三重津海軍所跡整備（屋内展示）展示物等製造請負業務」及び「三重津海軍所跡整備（世界遺産展示）展示物等製造請負業務」と密接に関連している。リニューアル後の施設内には、三重津海軍所跡の屋内展示、佐野常民の顕彰展示、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」のガイダンス展示が存在しており、密接に連動するも

- のであるため、展示制作においては解説内容やデザインなどその統一感を常に意識すること。
- 本業務の遂行にあたっては、委託者及び本市が別途発注する建物の建築工事、電気工事、機械工事、外構工事及び施工監理業務の請負業者との連絡・調整を十分に行うようこと。
 - 使用材料及び製品について、直接仮設及び既存展示物を再利用するもの以外は、未使用の材料、製品を使用し、納入すること。また、設置後も、迅速かつ確実な修理・修繕が保障できる機器を設置すること。なお、同等品を設置する場合は、あらかじめ委託者の了承を得た後設置すること。
 - 現場施工の際は、整理整頓に努め、必要に応じて仮囲いを設けるなど、十分な安全対策を行うとともに、養生を十分に行うこと。作業にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法規等に基づき、安全管理者を選任し、その指示に従うこと。
 - 消耗品または破損が予想される部材で、特に復旧に日数を要する特殊なものについては、予め予備品を制作・調達し納品すること。
 - 展示室内の施工に係る一般的な電力使用については、委託者が負担する。ただし、特殊な機器の使用については協議事項とする。

5. 完了図書

受託者は、業務が完了した時は、遅滞なく以下の完了図書を委託者に提出するものとする。

・ 竣工図（A3 版）製本	10 部
・ 機器等の納品一覧（使用品目）	1 式
・ 機器等の取扱説明書、保証書	1 式
・ 機器等の保守点検仕様書	1 式
・ 業務月報、工程表、打合せ記録	1 式
・ 業務写真（記録写真を含む）	1 式
・ マニュアル図書（又は取扱説明書）	1 式
・ 上記のデジタルデータを DVD-R に記録したもの	3 式